

カルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設すること  
を求める提言

2023年（令和5年）11月15日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

当連合会は、国に対し、靈感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による深刻な被害の実効的な救済及び防止に向けて、その背景にあるカルト問題を含めて抜本的な対策をとる必要があることから、以下の取組を行うべきであり、そのために適切な主管省庁の下に、被害の救済及び防止を目的とした省庁横断的な常設対応組織等<sup>1</sup>を創設することを提言する。

- 1 国が関与する各種相談等によって集積された情報に基づく被害救済及び防止に向けた分析
- 2 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行状況等の検討及び必要な措置の立案及び実施
- 3 カルト被害に対する注意喚起及び予防のための広報
- 4 被害者への支援体制の整備
- 5 カルト被害を生じさせた団体からの離脱者へのケア及び支援体制の整備
- 6 カルト問題に取り組む民間団体との協業及び民間団体への財政支援

第2 提言の理由

1 はじめに

2022年7月の安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃された事件を契機に、いわゆる「旧統一教会」問題をはじめ、靈感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による被害について、大きな社会的関心が集まるとともに、その被害の深刻さが改めて顕在化することとなった。

国は、その後、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催や、消費者庁が主催した靈感商法等の悪質商法への対策検討会での有識者による検討と提言を行うなどし、当連合会もそれに積極的に連携と協力をしてきた。また、当連合会も、2022年9月5日から2023年2月28日まで、全国の弁護士会等の協力を得てフリーダイヤル等による無料法律相談受付を行ってきた。寄せられ

---

<sup>1</sup> 「組織等」については、委員会、本部、会議等の機関を想定している。

た約1500件もの相談から事例を収集し分析する中で、旧統一教会による高額な財産的被害をはじめとする深刻な被害実態を改めて目の当たりにした。被害の実態は様々であるものの、その相談報告から見えてきたものは、本人又は親族が、長期かつ継続的に高額な献金等を行ってきたという訴えが多いこと、今なお献金等をした本人が被害を認識せず親族として困っている事案も少なくないこと等であった。

これらの被害の申告の背景には、団体がその活動に参加する人の精神又は身体における強度の依存状態を作り出し、結果的に家族関係の破壊や子どもの虐待、健全な養育の阻害などの人権侵害を引き起こしているというカルト問題が存在するといえる。

ここで言う「カルト問題」とは、フランスの反セクト法における「セクト的団体」等の考え方にならって、その活動に参加する人の精神又は身体において強度の依存状態を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行う団体<sup>2</sup>によって引き起される不当な金銭要求等の経済的収奪、虐待や暴行（性的暴行を含む）又は医療放棄の強要等による身体生命への加害、家族関係の破壊や子どもの虐待や健全な養育の阻害などの人権侵害に関する問題を指すものとする<sup>3</sup>。

また、このようなカルト問題によって生じる被害（以下「カルト被害」という。）は、宗教団体のみならず、政治、経済、教育セミナー、心理療法、治療行為、カウンセリングなどを目的とする組織においても生じ得る。被害の内容も様々であり、被害者には、生活保障、就職等の社会復帰のための社会的・福祉的・精神的支援、心理的カウンセリング、いじめ・虐待への対応、ワンストップ型の相談窓口等、幅広い行政的支援が必要である。このようなカルト問題は、消費者・経済問題又は犯罪問題にとどまらない人権問題である。

これらの多様な被害に対応するためには、関係省庁の実務的連携の枠組みだけでは実効的な被害救済として十分とは言い難い。関係省庁が横断的な取組を

---

<sup>2</sup> フランス国民議会で2001年5月30日に可決成立した「人権並びに基本的自由を侵害するセクト的運動の予防並びに抑制を強化することを目的とする法律」（通称反セクト法）1条におけるセクト的団体の定義「法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」（「一橋法学 第1巻 第3号 2002年11月 中島宏・フランス公法と反セクト法」952頁）にならっている。

<sup>3</sup> 1995年国民議会調査委員会報告書（いわゆるギューヤール報告書）は、セクトを識別するために10の基準として、「精神的不安定化、法外な金銭要求、元の生活からの意図的な引き離し、身体の完全性への加害、児童の加入強要、何らかの反社会的な言質、公序への侵害、多大な司法的闘争、通常の流通経路からの逸脱、公権力への浸透の企て」を設定している（「一橋法学 第1巻 第3号 2002年11月 中島宏・フランス公法と反セクト法」936頁）。

継続的に行い、一体となって被害者に寄り添った施策を実施できる体制を構築するべきである。

他方で、カルト問題と対峙する際に抵触が生じ得る表現の自由、結社の自由、信教の自由をはじめとする精神的自由権の制約については、公共の福祉によるものであったとしても厳格な合憲性審査基準が適用されるべきである。そうだとすれば、組織整備後の運用にあたっては、団体への規制は必要最小限でなければならず、被害の救済及び防止のためとはいえ、国が組織として特定の団体を思想・理念・教義を理由に監視監督したり、「カルト」と名指しをして認定したりするようなことは厳に慎まなければならない。

そこで、本提言は、団体の思想・理念・教義に着目するのではなく、あくまでも団体の行為と生じている被害に着目し、前述の特性を備えた団体による違法行為・犯罪行為に加え経済的収奪から家族被害等全般を含む人権侵害行為、すなわち「カルト的人権侵害行為」に対して、その被害救済及び防止のために継続的に取り組む組織等の創設を求めるものである。

## 2 歴史的経緯

### (1) 当連合会の過去の検討経過

当連合会は、カルト問題に関連してこれまでに以下を取りまとめている。

- ① 1987年7月「靈感商法被害実態とその対策について」
- ② 1988年3月「靈感商法被害実態とその対策について（その二）」
- ③ 1995年11月「宗教的活動名目の各種資金獲得活動に関わる実態と問題点」
- ④ 1999年3月26日「反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」

①では1975年頃から顕在化した靈感商法の実態を明らかにするとともにその法的問題点を考察し、弁護士会・行政・警察当局の取るべき方策について意見を述べた。その後1年も待たずに取りまとめた②では、被害が継続し救済活動に対する妨害も広がる中で、靈感商法に世界基督教統一神霊協会（現在の名称は「世界平和統一家庭連合」。以下「旧統一教会」という。）の関与があることを指摘しつつ、さらに踏み込んだ検討を加えて被害根絶に向けた提案をしている。

③は、世間を震撼させた地下鉄サリン事件を始めとする一連のオウム真理教による凶悪犯罪を踏まえ、宗教法人法の改正の是非等が論じられている最中、改めて宗教的活動名目の行き過ぎた各種資金獲得活動について実態調査を行い、法的検討を加えた上でその対策について報告を行った。続けて、3

年にわたる学者・行政担当者との討議ないし宗教界との意見交換を経て④を作成している。ここでは、財産的被害にとどまらず、正体を隠した勧誘に端を発し、団体に取り込まれて人生を破壊されたり、出家した親に連れられて集団生活を強いられたりした子どもが義務教育を受けられずに、極端な粗食・睡眠制限を強要されたりしているという被害状況をも視野に入れて、宗教的活動に関わる人権侵害についての判断基準を作成し、もって被害救済の指針としている。

## (2) 過去のセンター構想

他方で、1995年の宗教法人法の改正時に出された同年9月29日付け宗教法人審議会報告書別紙5項2（その他）においては、「宗教に関する情報提供や苦情相談などを行う組織（仮称「宗教情報センター」など）の設置を求める声が強いことから、そのような組織を、宗教関係者をはじめ、弁護士、宗教学者、心理学者、学識経験者など関係者が連携協力して、自主的に設置運営することについて、検討すべきである」とされている。

その後、厚生省（当時）、警察庁及び法務省の三省庁間の密接な連携の下、2000年1月19日に設置された「特定集団からの離脱者に対する精神医学的・心理的支援の在り方についての研究会」が示唆に富む提言を行っている。同研究会は、オウム真理教等信者及び元信者の社会復帰援助に関する、その人権に配慮した精神医学的及び心理学的な支援の在り方についての学際的な研究を目的とし、9回の会合を開催し、同年12月にまとめた報告書（以下「2000年研究会報告書」という。）において、「カルト研究センター（仮称）」の設置を提言しているのである。

同研究会においては、オウム真理教を例として、マインドコントロールが行われる経過について様々な研究が行われるとともに、特定集団からの離脱者に対するサポートから特定集団に近づかないための啓発・教育等に至るまでの必要性が認識された上で、「なぜカルトがこれだけ広がるのか、なぜ人々はこうしたカルトを求めるのか、特定集団が広がるまでにはどのような経過をとるのか、マインドコントロールがカルトをどのように支えているのか、マインドコントロールをどのようにして解くのか、特定集団からの離脱をどのように実現していくか、特定集団への再入会を防ぐにはどうしたらいいのか、離脱者の社会適応や社会復帰あるいは社会参加をどのように実現するかなどの研究が必要であろう」（2000年研究会報告書10頁）という問題意識に至った上で、その提言を示している。かかる問題意識の礎には、「カルトの問題は宗教問題ではなく、人権問題であり、犯罪問題であり、消費者・経

済問題である」(同8頁、39頁)という研究会会員による言及が存する。

その上で、「カルト研究センター(仮称)」においては、「カルト成立に関する基礎的な研究を行うとともに特定集団から離れたいと考える者に対する適切なプログラムや脱会した後のサポートシステムの在り方などを研究する必要があるほか、カルトに関する相談センターの役割を果たすことが期待される」(同10頁)としている。

このように、三省庁間の連携により設置された研究会においても、広範かつ深刻な人権侵害を生ぜしめるカルト問題について、研究の継続ないし相談センターの設置を提言していたという足跡を有している。しかしながら、設置の実現には至らず、以下に述べるとおり、被害が再び顕在化したのである。

### 3 カルト問題の深刻さ

#### (1) 過去に顕在化したカルト問題

前述のとおり、1975年頃から靈感商法等が顕在化し、旧統一教会に対する被害回復の取組は1987年に始まった。

また、1995年には地下鉄サリン事件が発生するなど、オウム真理教による一連の凶悪犯罪が世間を震撼させた。

そして、1999年には明覚寺の最高幹部が実刑判決を受けるとともに、解散命令の請求がなされ、2000年には「法の華三法行」の幹部が逮捕されて、東京地方裁判所に破産申立がなされた。

さらに、2001年には「泰道」(宝珠宗宝珠会)に対する損害賠償請求を、2002年には「ヤマギシ会」に対する財産返還請求を、いずれも認容する判決が出された。

その後も2011年に「神世界」の関係者の逮捕、有罪判決が相次ぐなど、カルト問題による被害が継続的に顕在化することになった。

#### (2) さらなるカルト問題の顕在化

そして、2022年7月の安倍元内閣総理大臣銃撃事件に端を発して顕在化したカルト問題の論点は、より多岐にわたり、深刻である。

すなわち、旧統一教会の政界への侵食が明らかとなって政治と宗教の関係が社会において議論されたほか、従前から問題とされていた財産的被害についても、被害が長期間継続することによって団体構成員自身のみならず、その子どもを含む家族の生活にまで深刻な影響が生じ得るなどの被害が明らかとなった。また、団体構成員に対するマインドコントロールに関しても、正体を隠しての伝道など信教(信仰選択)の自由を侵害する方法に端を発しており、かつ、それがSNS等を利用することによってより高度化し露見しづ

らくなっている。さらには、マインドコントロール下で財産的被害を受けるだけではなく、職業キャリアを途絶させられたり、適切な医療を受ける機会を逸したり、団体によって決められた結婚を強いられたり、結婚生活においてDV等を受忍させられたりしていることも問題となっている。

加えて、いわゆる宗教等二世が苦境に陥らされている実態が露呈し、その広範かつ深刻な人権侵害状況が明らかとなっている。殊に、生まれながらにして、あるいは幼少期から信仰を強制され、精神面はもとより、場合によっては経済的・肉体的にも虐待を受ける等（過度な恐怖や罪意識の植え付け、友人や恋人を作るなど団体外部の人や社会との交流をさせない、布教活動等への強制的な従事、貧困、就学・就労機会のはく奪、体罰等の身体的暴力等）、筆舌に尽くしがたい体験を強いられている宗教等二世の問題は、カルトによる人権侵害として顕著である。

#### 4 国による継続的な取組の必要性

##### (1) 繰り返す被害の顕在化

このように、カルト問題は10年又はそれ以上の間を置きつつ幾度も社会問題化するというサイクルを繰り返している。社会的耳目を引くような事件が生じない限り、それ以外の期間は社会から忘れ去られているのである。しかし、カルト的人権侵害行為による搾取・抑圧は常時存在し続けており、露見しにくい形で潜行継続しているのであって、財産的被害にとどまらない広範かつ深刻な人権侵害を生ぜしめ、社会的に甚大な被害を及ぼし続けている。

それにもかかわらず、日本にはこの問題に継続的・総合的に取り組む組織等が欠如している。いつ起きるともしれない天災に対しては、防災から災害発生を経て復興期に至るまで、総務省を中心とする国ないし地方公共団体によって様々な組織等が設けられ運用されているが、常時存在し続けているカルト問題による人権侵害に対処し得る公的な組織も制度も存在しない。カルト問題が顕在化するたび、対症療法的な対応がなされているにすぎない。その後、社会の関心が薄れてゆく中で、脆弱な状態にある個人に対するカルト的人権侵害行為による搾取・抑圧が潜行継続し、それによって生ずる広範かつ深刻な人権侵害が放置されているのである。

##### (2) 民間団体の活動と限界

他方、カルト問題に継続的に取り組んでいる民間団体として、弁護士による被害救済等を実践している全国霊感商法対策弁護士連絡会や、学者・医療関係者・聖職者等により「カウンセリング経験の交流・カルト予防策や社会復帰策等」の研究ないし普及を目的として活動する日本脱カルト協会、その

他にも宗教等二世の問題に取り組む団体、信者の家族や離脱者が連携・情報交換を行う団体等が存在する。これらの民間団体が国に情報提供をするなど協業することによって、顕在化したカルト問題に対処することも考えられる。

しかし、これら民間団体は、その構成員の無償のボランティア的活動によって支えられているという実情があり、そのマンパワーは有限であって、持続性も担保されていない。さらに、団体に対峙する人は、しばしば様々な嫌がらせ行為やスラップ訴訟提起がなされる可能性があることに鑑みれば、民間団体のみによってカルト問題に対処し続けることには限界がある。

### (3) 国の責務と継続的な取組の必要性

以上のように、カルト問題は、露見しにくい形で脆弱な状態にある個人に対する搾取・抑圧を潜行継続させ、広範かつ深刻な人権侵害、ひいては社会的に甚大な被害を生ぜしめる。民間団体のみには任せるのではなく、国として継続的に取り組む必要性が存することは明らかである。

2000年研究会報告書における記述のとおり、2000年の時点において、既にその必要性が国においても看取されている以上、国は、問題が顕在化した時に対症療法的に対応するだけの姿勢から脱却するべきである。

## 5 創設する組織等において継続的に取り組むべき具体的課題

### (1) 国が関与する各種相談等によって集積された情報に基づく被害救済及び防止に向けた分析

2022年11月14日、日本司法支援センターに「靈感商法等対応ダイヤル」が設置された。同センターは、「靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、まずはお電話ください」と広報し、相談窓口となるとともに、消費者庁・法務省・総務省・警視庁が各々設置する「消費者ホットライン」・「みんなの人権110番」・「行政相談きくみみ」・「警察相談ダイヤル#9110」などの相談窓口も案内している。カルト問題に関するものを含め相談内容に応じて、適切な対応をすることを想定している。

また、厚生労働省が同年12月27日に全国の自治体に宛てて通知した「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」においては、宗教等二世又はその関係者から児童相談所に対して相談が寄せられることが所与の前提とされており、文部科学省においても同年11月以降、学校に対して宗教との関わりに起因する問題の相談を促し、その事例の報告を求めている。

このように国の相談体制は既に多岐にわたっているところ、そこで得られた情報が、各省庁ないし関係機関に個別に留め置かれたままでは十分にその有用性を発揮することができない。横断的かつ継続的に分析の対象とされる必要がある。その上で、これらの相談窓口が真に機能しているのか、いわゆる「たらい回し」が生じていないか、省庁相互間における連携をなし得ているかなど、不断の検証を行い、相談体制の刷新に努めるべきである。

## (2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行状況等の検討及び必要な措置の立案及び実施

2022年12月に成立した法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律では、これまで勧誘に関して特段の取決めがなかった寄附及び寄附を集める団体について一定の規制が設けられた。もっとも悪質な手法を防ぐためには数々の課題が残されており、同法附則第5条は、「政府は、この法律の施行後2年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。同法律は、一部の規定を除いて2023年1月5日に施行され、同年6月1日までに全ての規定が施行された。

消費者庁は、同法施行後、寄附の不当勧誘に係る情報を受け付けており<sup>4</sup>、寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報の件数などを公表している<sup>5</sup>。消費者庁は、これらの情報も分析・検討し、第三者からの意見も取り入れた上で、2025年1月頃を目処に、必要な修正・追加の措置を講じるための立案をし、その実施をすべきである。

## (3) カルト被害に対する注意喚起及び予防のための広報

消費者庁においては、消費者政策の一環として、消費者被害防止に向けて悪質商法（靈感商法を含む）に対するパンフレット・チラシを作成し、配布する等の注意喚起等に努めるほか、消費者教育の推進をも含めた各種広報に力を割いている。

もっとも、カルト被害は、前述のとおり、社会に対して様々な形で継続的に甚大な被害を及ぼし続けており、消費者被害にとどまるものではない。国

---

<sup>4</sup> 消費者庁「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/inquiry/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry/)

<sup>5</sup> 消費者庁「寄附の不当勧誘に係る情報の受付状況」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/assets/consumer\\_policy/cms213\\_230720\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy/cms213_230720_01.pdf)



は、カルト被害に特化した注意喚起・予防のための広報も行うべきである。殊に若者に対する注意喚起・予防が肝要となるところ、カルト問題対策に取り組む大学は増加しているものの未だ十分ではなく、他方で勧誘の対象が高校生にまで及んでいること、SNSを利用した勧誘によって対策が難しくなっていること等の現状も存する。

そこで、国においては、消費者被害防止に向けた注意喚起・広報と同様の施策に加えて、義務教育その他の教育の機会、公共放送等を通じて、カルト被害を紹介し、若者を中心とした一般市民に対して、カルト被害に通じる勧誘からの抵抗力をつけるための施策等も検討されるべきである。

#### (4) 被害者への支援体制の整備

脆弱な状態にある個人に対するカルト的人権侵害行為による搾取・抑圧が潜行継続し、それによって広範かつ深刻な被害が生じている実情を踏まえれば、国には、このような被害から国民を守る義務があるというべきであり、前述の注意喚起及び予防のための広報によっても防ぎ得なかったカルト的人権侵害行為による被害者や、自分自身の選択によらずして被害を受けている宗教等二世に対し、国は必要な支援を講じるべきである。

#### (5) カルト被害を生じさせた団体からの離脱者へのケア及び支援体制の整備

カルト被害を生じさせた団体からの離脱者は、それまでの依存対象を喪失した空虚感や人間関係における断絶感、恐怖や罰によって条件づけられている情緒の不安定さなどの心理的な後遺症に悩まされることが多い。また、高額な献金等により経済的損失を受けたことによる生活苦も生じ得る。国は、このような者に対してケアをするための支援体制を整備すべきである。

#### (6) カルト問題に取り組む民間団体との協業及び民間団体への財政支援

前述のとおり、民間団体のみによってカルト問題に対処し続けることには限界が存するものの、他方において国が関与する各種相談等によって収集し得る情報にも限りがある。また、国が有していない知見・ノウハウを民間団体が有していたり、国よりも民間団体において対処することが相当である活動もあり得ることから、国は財政的支援を含めて民間団体との連携・協業をすることを積極的に検討すべきである。

### 6 取組を担うべき組織等

#### (1) 省庁横断的かつ効果的な組織等とするために適切な主管省庁を定めるべきこと

これまでに指摘したように、カルト問題は、様々な要因が複雑に絡み合い、支援や救済策も多岐にわたるといえる。国の役割、責務は大きいものの、ひ

とつの省庁だけが全ての役割を担うことは困難である。以下の通り、被害の実態に合わせて、適切に連携して取り組んでいくことが重要である。

まず、カルト問題が人権問題であること、被害者の救済に当たっては法律的視点が欠かせないことからすれば、法務省がその本来的役割を果たすべきである。

霊感・開運・マルチ商法等の消費者・経済問題であるという観点からは消費者庁が、犯罪行為に至った場合に限らず市民のトラブルが交番・警察署に持ち込まれやすいという観点からは警察庁が関与すべきである。

宗教団体の名を借りてカルト被害を生じさせる団体も存在し得ることから宗教法人を所轄する文化庁の関与も必須である。

また、小学校から大学に至るまでの教育機関を所管する文部科学省は、未成年者や若者に対して、霊感・開運・マルチ商法等の注意喚起等を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の積極的利用により、子どもへの虐待・いじめ・修学等の問題に対処すべきである。

宗教等二世問題においても、虐待防止の観点から子ども家庭庁が中心的役割を果たすことが求められるものの、子ども家庭庁のみならず、宗教等二世が一人暮らしを始めた後の生活困窮・就労支援や心の健康等の問題については厚生労働省との連携協力が必須である。また、学校においても、相談支援や子どもや保護者への啓発を行うことも重要であるため、文部科学省との連携も必須である。

さらに、外国に本部を置く国際的な団体によるカルト被害においては、搾取・抑圧されている在外邦人を救済するための対応も必要であり、外務省の関与が必要な場合もある。行政相談を設けている総務省との連携も創設される組織等に欠くことができない。

このように、広範かつ深刻な人権侵害を生ぜしめるカルト問題に対処するためには、多数の省庁による連携が必要であり、創設される組織等は省庁横断的なものとならざるを得ない。

被害者がたらい回しにされることなく、また責任を明らかにし、効果的な連携を行っていくためには、適切な主管省庁の下に、被害の救済及び防止を目的とした省庁横断的な常設対応組織等を創設すべきである。

(2) 団体及びその構成員の思想・理念・教義などを規制する組織等であってはならないこと

国がカルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設するに際しては、

思想の自由、結社の自由、信教の自由、営業の自由等の基本的人権（特に思想の自由、信教の自由等の内心の自由）が侵されることがあってはならない。

そのためには、同組織等の取組において、団体の思想・理念・教義のみに着目してその危険性を検討するといった手法は厳に慎まれるべきであり、団体及びその構成員の取った「行為それ自体」、すなわち脆弱な状態にある個人に対する搾取・抑圧に代表される「カルト的人権侵害行為」がなされたか否かに着目すべきである。また、同組織等においては、ある団体がカルトにあたるか否かといったアプローチや認定も慎重であるべきである。

## 7 結論

以上により、当連合会は、国に対し、カルト被害により脆弱な状態にある個人に対する広範かつ深刻な人権侵害が生じている問題に適切に対処するよう、基本的人権への配慮をしつつ、被害の救済及び防止を目的として継続的に取り組む組織等を創設することを提言する。

以上